

第1回「ペットフードの安全確保に関する研究会」での主な意見

注) 本資料は委員の発言を要約し作成したものであり、発言内容の全体は今後公表する議事概要を確認願います。

1 法規制の必要性

- 以下の点からペットフードを対象とした法規制は必要
 - ・ 業界の自主規制だけでは対応に限界があること
 - ・ 並行輸入品を規制する必要があること
 - ・ 刑法や動物愛護法は、ペットフードの安全を直接的に確保する法律ではないこと

2 対象の動物種の範囲

- 以下の理由から、犬、ねこ用のペットフードを規制対象とすることが望ましい
 - ・ 飼養頭数やペットフード流通量に占める犬、ねこの割合が大きいこと
 - ・ 海外でも犬、ねこ用のペットフードへの規制が中心であること
 - ・ 基準や規格を定める際などに、根拠となる科学的な資料が入手しやすいこと
 - ・ 先ずは犬、ねこを対象とし、必要に応じその他のペットも対象とすればよいこと

3 具体的な規制内容

- ペットフードの安全面を中心に議論すべき
- 業界の自主規制を考慮して、規制内容を検討すべき
- 最終製品の安全確保に重点を置くべき
- どのような危害要因があるかを調査し、規制対象とすべき
- 諸外国での規制状況を参考にするといいのではないか
- 消費者の商品選択、検査等の手がかりとして、適正な表示を確保することが重要